

# 露店などを開設される皆様へ

## ～火災予防条例改正のお知らせ～



平成25年8月に発生した福知山市の花火大会火災(死者3名・負傷者56名)を受けて、祭礼、縁日、花火大会などの多くの方が集まる催しにおいて、市民の皆様の安全を確保するために、枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部が改正されました。

### ① 消火器の準備

施行日 平成26年8月1日

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて火災のおそれのある器具を使用する場合には、**消火器を準備した上で使用することになりました。**

#### ・消火器の準備

※ただし、火気器具の熱を受けない場所に設置



露店等においてコンロやフライヤーなどの火気器具を使用する場合が該当

- ・プロパンガスなどの気体燃料を使用する器具
- ・灯油などの液体燃料を使用する器具
- ・固体燃料を使用する器具
- ・電気を熱源とする器具が該当



#### 多数の者の集合する催しとは

一時的に一定の場所に不特定多数の方が集まり、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しのことです。家族等によるバーベキューなど参加者が個人的なつながりにとどまり、相互に面識がある方のみで行われるものは該当しません。

#### 消火器の準備について

- 1 火気使用器具を使用する露店ごとに1本以上消火器を準備する必要があります。
- 2 消火器は技術上の規格を定める省令に規定する消火器を置いてください(エアゾール式消火器などは該当しません)。



## ② 露店等開設の届出

施行日 平成27年4月1日

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火気器具を使用する露店等※を開設する場合には、消防署への**露店開設の届出**が必要です。なお、届出は催しが開催される3日前までに提出して下さい。

※ 露店等とは、露店、屋台その他これらに類するものが該当します。

★今回の改正により、露店等を開設する場合に必要となる届出は、次のとおりです。

露店等を開設する場所	火気器具等の使用あり	火気器具等の使用なし
屋 内	露店等の開設届出書	催物開催届出書※
屋 外		届出義務なし

※ 劇場等以外の建築物その他の工作物において催物を開催する場合に限る。

## ③ 指定催し・防火担当者の選任・火災予防上必要な業務に関する計画の提出

施行日 平成27年4月1日

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、**大規模な催しを指定催しとして指定されます。**

指定催しの主催者は、**防火担当者**を定めるとともに、開催日の14日前までに、**火災予防上必要な業務に関する計画提出書**の消防署への届出が必要となります。

### 大規模な催しとは

一日あたり10万人以上の人出が予想され、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超えるもの

### 防火担当者とは

指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行ふことができる立場の方を防火担当者として選任する必要があります。



### 罰則について

火災予防上必要な計画の届出を怠った場合は、30万円以下の罰金が科されます。

各届出様式については、お近くの消防署、出張所にて配付しております。  
また、枚方寝屋川消防組合ホームページでもダウンロード可能です。

枚方寝屋川消防組合イメージキャラクター  
消太 消子



### お問い合わせ先

消防本部	予防指導課	TEL 852-9912	FAX 852-9925
枚方消防署	予防課	TEL 852-9937	FAX 852-9927
枚方東消防署	予防課	TEL 852-9976	FAX 852-9929
寝屋川消防署	予防課	TEL 852-9957	FAX 852-9962



枚方寝屋川消防組合

<https://www.hnfd119.jp>